

東京家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

令和2年10月19日（月）午後3時から午後4時40分まで

第2 場所

東京家庭裁判所大会議室

第3 出席委員（五十音順，敬称略）

相原佳子，犬伏由子，入江猛，大谷和彦，沖山栄一，甲斐哲彦，栗原由美，佐藤浩二，芹澤眞澄，千葉和則，恒次徹，内藤惣一郎，平松剛，松田京子，三木明香

第4 テーマ

- 1 「成年後見制度の利用促進に向けた取組状況について」
- 2 「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に関する当庁の対応等について」

第5 議事内容

- 1 開会宣言
- 2 新任委員紹介，挨拶
- 3 成年後見制度の利用促進に向けた取組状況について，東京家庭裁判所の裁判官を説明者とする説明がされた。
- 4 意見交換（○＝裁判所説明者，△＝委員の発言）

△ 説明の中で，成年後見関係事件の新受件数が減少傾向にあるとのことであったが，原因として考えられるものはあるか。

○ 原因を把握しかねている。全国的にも新受件数は減少が見られるが，研究成果のようなものはない。成年後見制度利用促進基本計画の取組により，新受件数に変化が起こるのか，見極める必要があると考えている。

△ 後見人の報酬との関係で，利用が伸び悩んでいるのではないのか。

○ 後見人の報酬については，被後見人の財産の適正管理や身上保護のために必要な場合も多く，非常に難しい問題ではあるが，報酬の運用の在り方が，

減少傾向に影響しているとは直ちには言えないと考えている。ただし、報酬について、利用者に納得してもらうことが、利用促進につながる可能性もあり、そのような観点から検討を続けている。

△ 「身上保護」とはどのような活動なのか。

○ 民法では「身上監護」という文言であったが、成年後見制度の利用の促進に関する法律では、「身上保護」という文言が導入された。例えば、施設入所の契約、介護保険関係の対応など、生活と密着した法律行為（契約）のことである。本人が自らの財産を使って、どのような人生を送っていくのか、ということを中心に考えていくという観点から、「身上保護」を捉えている。

△ 成年後見制度について、どこに問題点があり、この利用促進基本計画によって、どう解決していこうとしているのか。

○ 従来、地域福祉の中で行われていたことが、成年後見制度を利用することにより、すべて裁判所の問題として捉えられることになってしまった。その結果、地域福祉が機能しなくなってしまう傾向が生じたことが、この基本計画策定の契機である。

裁判所は司法機関であり、福祉機関ではないため、どの施設に入所させるのが適切かというような問題は、適切なアドバイスができない。そのような問題に対する適切なサポートが可能なのは、地域福祉なのではないか、という発想が前提にある。成年後見制度の運用が全て裁判所にかかる、というのは全体的に見て適切ではないのではないかと、ということである。地域におけるさまざまな機関による支援体制、裁判所と地域の連携を組織化、制度化することにより、適切な運用が可能となるという趣旨である。

△ 成年後見制度を利用する方のうち、認知症の方の割合はどのくらいか。

○ 昨年1年間の全国の統計（最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況—平成31年1月～令和元年12月—」）では、認知症の方の割合は、

63. 3%, 知的障害の方は, 9. 7%, 統合失調症の方は, 8. 9%, 高次脳機能障害の方が, 4. 5%である。

△ 現実的には, どのような状況になったら, 成年後見制度の利用を考えたらよいのか。

○ まさに, 地域福祉の中で, 制度利用の必要性をきちんと見極めてもらうことになろう。今までは, 制度利用の具体的必要性が生じたときに申立てを行う傾向にあったが, 追い込まれて利用するのではなく, 本人の先を見ながら判断する態勢を作りたいというのが, 基本計画のポイントの一つである。

△ 成年後見制度を利用すると, 本人の権利制限が大きいと感じる。裁判所としても, 本人の意思を十分に考慮してもらいたい。

△ 一度, 成年後見制度を利用すると, 見直されることがまずないという点で, 制度利用に対する心理的な抵抗感があるのではないかと感じる。裁判所における制度運用の考え方を地域の中核機関と共有し, 共通理解を深めることが, 今後の地域との連携強化の上で重要ではないか。

5 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に関する当庁の対応等について, 東京家庭裁判所事務局を説明者とする説明がされた。

6 質疑応答 (○=裁判所説明者, △=委員の発言)

△ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための特別な予算措置はあったのか。

○ 具体的な予算措置はないが, 施設面の対応の遅れを理由に事件が止まることのないように積極的に対応した。ただ, 備品等には高額なものもあるので, 例えば, 調停室の飛沫防止用の仕切板は, 迅速性とコストの点から, 職員が分担してビニールカーテンを購入し, 立替払いを行うなど, スピード感を重視して対応した。

△ 調停委員は, 調停の前後に, 調停室の消毒を行っている。「今の消毒液は体に害がないから素手で大丈夫だといって, 手袋の補充ができない。」との話も聞こえてくるので, 世間の方々に裁判所予算についての御配慮をお願い

したいと、一調停委員として希望したい。

△ 離婚やDVで相談したい方が、裁判所での調停手続が止まったことにより、対面での相談ができず、非常に不安を覚えたと聞いている。今後も第2波、第3波が予想されるなかで、さまざまな相談ツールを用意していただけると助かる。

△ 電話会議システムは出頭しなくても手続が可能であり、とても有効であると評価している。東京家裁では、電話会議システムは何台用意されたのか。

○ 本庁では、ハンズフリーホンについて、3月末と9月に新たに合計44台（立川支部を含めると合計61台）導入された。

△ 地裁ではIT化の動きがある。家裁ではIT化に対する方向性はどうか。

○ 地裁のようなweb会議の利用に関しては、まだ機器が準備できていない。他方、電話会議システム等を適切に利用、拡充することで、取りあえずは対応していきたいと考えている。

△ 裁判所にも入口に検温器を設置してほしい。また、熱がある利用者に対して、庁舎への立ち入りを断ることはできるのか。庁舎内の人々の安全を守ることも裁判所の責務であると考えている。

○ 検温器の設置の可否については、さまざまな情報を収集している。最高裁でも、専門家の助言を得て、感染防止策を検討すると聞いているので、その結果も踏まえ、検討していきたい。

庁舎内への立ち入りについては、庁舎管理権と裁判体の判断の2方向から考え、調整していかなければならない問題である。

○ これからも、さまざまな御意見をお聞きし、対応していきたい。

7 次回テーマの選定 「少年事件における被害者配慮制度について」

8 閉会宣言

第6 次回日時

令和3年2月1日（月）午後3時と決定した。